

令和 7 年 4 月吉日

PTA 会員 様

高郷小学校 P T A
代表グループ一同

令和 6 年度 高郷小学校 PTA 総会
書面決議結果のお知らせ

日頃より PTA 活動にご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、本年度の総会（書面開催）について、ご提出いただいた議決権行使書を集計しました。結果は下記の通りとなります。

記

議事の結果

総会員数	3 7 9 名
議決権行使書数	2 5 7 名
未回答	1 2 2 名

議 案	賛成	結 果
(1)第 2 号議案 令和 6 年度 ベルマーク決算報告	257	過半数の賛成をもって可決されました
(2)第 3 号議案 令和 6 年度 会計決算報告	257	過半数の賛成をもって可決されました
(3)第 4 号議案 令和 7 年度 活動計画(案)	256	過半数の賛成をもって可決されました
(4)第 5 号議案 令和 7 年度 予算(案)	257	過半数の賛成をもって可決されました
(5)第 6 号議案 令和 7 年度 役員選出報告	257	過半数の賛成をもって可決されました
(6)第 7 号議案 令和 7 年度 会則改正(案)	257	過半数の賛成をもって可決されました

会則第 22 条により、上記の通り（１）～（６）の議案につきましてすべて可決されました。

裏面につづく

ご意見・ご質問欄への回答

議決行使書のご提出にご協力くださり、ありがとうございました。いただいたご意見について以下に回答いたします。質問の原文を少し変えて記載しておりますのでご了承ください。

Q1. 2年前に解体したと思っていたので再び会費徴収があるとは思っていませんでした。会費を徴収するにしても例年通りのことをするために不足分を丸々徴収するのではなく、必要な行事や経費を見直して費用を抑えたらどうでしょうか？

貴重なご意見ありがとうございます。

高郷小 PTA は解体（廃止）した訳ではなく、

これまでの強制的な仕組みを改め任意加入制にし、できる人ができる時にできることを行うエントリー制になり、必要な活動も精査してまいりました。

会費について以前は 1 世帯 3000 円としており、

直近 2 年間は皆様にもお知らせしておりました通りコロナ禍で活動出来なかった分の繰越金での運用としておりましたが、

不足する分を今年より会費として一世帯 1500 円徴収させて頂く予定です。

今後も前年の運営状況やその年度の情勢、会員数により必要な額を見直し、変動が発生する場合は総会にて承認を必要とします。

詳細は総会資料の予算案、予算案の補足説明にてご確認ください。

今後とも P T A 活動にご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

代表グループ 一同